

主 文

- 1 被告Bは、原告Aに対し、235万8444円及び別紙1遅延損害金目録の損害元本欄記載の各金額に対する同目録の当該各起算日欄記載の日から支払済みまで同目録の当該各利率欄記載の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告Bの負担とする。
- 3 この判決の第1項は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告Aが、被告Bの過失により固定資産税の加納付が生じたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被告Bに対し、(1)平成15年度から平成21年度までの過納金相当額の損害合計204万3563円及び上記損害に係る本件訴訟に要した弁護士費用合計20万4353円並びにこれらに対する各年度固定資産税等の第4期分納期の日から各支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「改正前民法」という。)所定の年5%の割合による遅延損害金、(2)地方税法432条1項に基づく審査の申出に要した弁護士費用10万円及び登記事項証明書の交付を受けるための費用相当の損害480円並びに上記各損害に係る本件訴訟に要した弁護士費用合計1万0048円並びにこれらに対する令和3年度の固定資産課税台帳登録価格が決定された日である令和3年3月31日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実(当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1)原告Aは、平成15年度から令和3年度まで、別紙2物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)に係る固定資産税及び都市計画税(以下、これらをあわせて「本件固定資産税等」という。)の納税義務を負った者である。

(2)被告Bの職員は、本件建物に係る固定資産税の算定に際し、平成10年3月16日自治省告示第87号による改正前の固定資産評価基準第2章第3節二所定の再建築費評点数は10万6800点と計算されるべきところ、誤って10万7700点と計算し、これに基づき、被告B代表者知事は、平成15年度から令和3年度の本件建物の固定資産課税台帳登録価格を別紙3税額等一覧表の当初登録価格欄記載の各金額のとお

り決定した。これにより、本件固定資産税等は過大に算出された。

(3) 原告Aは、令和3年9月3日、東京都固定資産評価審査委員会に対し、本件建物の令和3年度の固定資産課税台帳登録価格を不服として、地方税法432条1項に基づく審査の申出をした(以下「本件審査申出」という。)ところ、被告Bの北都税事務所長は、令和4年10月31日、上記審査委員会による審査決定を待たず、本件建物に係る再建築費評点数を上記(2)のとおり再計算して上記登録価格を修正し、これに基づき、令和4年11月10日、平成30年度から令和4年度までの本件固定資産税等の減額賦課決定をし、また、令和5年2月10日、平成22年度から平成29年度までの本件固定資産税等の過納金相当額を原告Aに支払う旨の決定をした。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 平成15年度から平成21年度までの本件固定資産税等の過納付の発生及びこれによる損害

(原告Aの主張)

前記1(2)の誤算は被告B職員の過失によるものであり、これに基づきされた平成15年度から平成21年度までの本件固定資産税等の賦課は違法であるところ、原告Aはこれにより別紙3税額等一覧表の当初相当税額欄記載の各金額のとおり過大な金額を納付した。前記1(2)の誤算を改めて算出される上記期間の本件固定資産税等の額は同一覧表の原告A主張相当税額欄記載の各金額のとおりであり、その差額(損害)は同一覧表の過納金相当額欄記載の各金額のとおりである。

また、本件訴訟に要した弁護士費用として、上記損害額の1割が被告Bの上記不法行為と相当因果関係に立つ損害である。

(被告Bの主張)

損害について争う。

原告Aが平成15年度から平成21年度の本件固定資産税等について過大な金額を納付したと認めるべき証拠はない。

(2) 本件審査申出に要した費用

(原告Aの主張)

ア 前記1(2)の誤算は被告B職員の過失によるものであるところ、これに基づきされた令和3年度の固定資産課税台帳登録価格の決定は違法であるところ、原告Aは、同登録価格を是正するため、本件審査申出を行った。固定資産課税台帳登録価格に不服がある納税者において、地方税法432条1項に基づく審査の申出をする以外にこれを争う方法はなく、また、その申出には高度な専門的技術を要するから、本件審査申出に要した弁護士費用として少なくとも10万円が被告Bの上記不法行為と相当因果関係に立つ損害である。

イ また、本件審査申出に必要な原告Aの登記事項証明書の交付を受けるために必要な費用である480円は、被告Bの上記不法行為と相当因果関係に立つ損害である。

(被告Bの主張)

地方税法432条1項に基づく審査の申出に資格制限はなく、審査手続においては職権による証拠調べも可能であって、訴訟と異なり高度な専門性を要しないから、原告Aの主張Aの費用は被告Bの違法行為と相当因果関係に立つ損害ではない。

また、固定資産税等に係る過納金相当額の返還ないし損害賠償を求めるに当たり上記審査の申出や取消訴訟等の手続を経る必要はないから、本件審査申出に係る費用は被告Bの違法行為と相当因果関係に立つ損害ではない。

第3 当裁判所の判断

1 平成15年度から平成21年度までの本件固定資産税等の過納付の発生及びこれによる過納金相当額の損害について

原告Aは、平成15年度から平成21年度の本件固定資産税等について別紙3税額等一覧表の当初相当税額欄記載の各金額のとおり過大な金額を納付したと主張するところ、被告Bは、原告Aが上記期間の本件固定資産税等を納付したと認めるべき証拠はないと主張する。

しかし、本件において、原告Aが上記期間の本件固定資産税等の賦課徴収を受けなかったり、それらが未納のままになっていたりするなどの事実をうかがわせる証拠はないから、原告Aは、上記期間の本件固定資産税等について、遅くとも各納期限までに全額の納付をしたと推認される。

そして、前記前提事実、本件全証拠及び弁論の全趣旨によれば、前記1(2)の誤算は被告B職員の過失によるものであり、これに基づきされた平成15年度から平成21年度までの本件固定資産税等の賦課は違法であるところ、前記1(2)の誤算を改めて算出される上記期間の本件固定資産税等の額は同一一覧表の原告A主張相当税額欄記載の各金額のとおりであると認められ、その差額は同一一覧表の過納金相当額欄記載の各金額のとおりであるから、原告Aは、上記違法行為により、その合計である204万3563円の損害を被ったと認められる。

また、上記各差額(損害)の1割が本件訴訟に要した弁護士費用として被告Bの違法行為と相当因果関係に立つ損害であると認められるところ、その額は同一一覧表の弁護士費用相当額欄記載の各金額のとおりであるから、その合計である20万4353円が上記違法行為と相当因果関係に立つ損害であると認められる。

2 本件審査申出に要した費用について

令和3年度の固定資産税課税台帳登録価格は前記1(2)の誤算により過大な金額になっていたことが認められるところ、前記前提事実及び弁論の全趣旨によれば、前記1(2)の誤算は被告B職員の過失によるものであり、これに基づきされた令和3年度の固定資産課税台帳登録価格の決定は違法である。

そして、原告Aにおいて上記登録価格を争うには本件審査申出のほかに方法がなく、

賠償請求によって上記登録価格の決定自体を是正することはできないところ、本件審査申出の専門的、技術的性格に照らして、専門家である弁護士の助力を得ることは相当といえ、本件審査申出に係る事案の内容、難度、本件審査申出を契機として北都税事務所長において執られた措置の内容等を考慮すると、弁護士費用として10万円が上記違法行為と相当因果関係に立つ損害であると認められる。

また、証拠（甲16）及び弁論の全趣旨によれば、原告Aは、本件審査申出に必要な原告Aの登記事項証明書の交付を受けるために480円を支出したことが認められ、同額が上記違法行為と相当因果関係に立つ損害であると認められる。

加えて、上記各損害額の1割である1万0048円が、本件訴訟に要した弁護士費用として上記違法行為と相当因果関係に立つ損害であると認められる。

3 まとめ

以上によれば、原告Aは、被告Bに対し、（1）平成15年度から平成21年度までの過納金相当額の損害合計204万3563円及び上記損害に係る本件訴訟に要した弁護士費用合計20万4353円並びにこれらに対する各年度固定資産税等の第4期分納期（原告Aは、遅くとも同日までに各年度の本件固定資産税等を納付したと認められる。）の日から各支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5%の割合による遅延損害金、（2）本件審査申出に要した弁護士費用10万円及び登記事項証明書の交付を受けるための費用相当の損害480円並びに上記各損害に係る本件訴訟に要した弁護士費用合計1万0048円並びにこれらに対する令和3年3月31日（遅くとも同日までに令和3年度の固定資産課税台帳登録価格が決定されたと認められる。）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

4 結論

したがって、原告Aの請求は理由がある。なお、仮執行免脱宣言は相当でないからこれを付さない。

東京地方裁判所民事第16部

裁判官 稲井雄介